

○可茂衛生施設利用組合広告掲載取扱要綱

〔 令和元年7月1日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第3号 〕

(目的)

第1条 この訓令は、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）の財産を広告媒体として活用し、民間事業者の広告を掲載又は掲出することにより、地域経済の活性化に寄与するとともに、組合の新たな財源を確保するため、広告の掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 組合ホームページ

イ その他管理者が広告掲載を認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 主管課 広告媒体の管理等を行う課をいう。

(広告の掲載者)

第3条 広告媒体に広告を掲載することのできるものは、次に掲げるものとする。

(1) 可茂衛生施設利用組合規約（昭和35年県指令第908号）第2条に規定する構成市町村に事業所を有するもの

(2) 前号以外のもの

2 広告媒体に掲載する広告の順位は、前項各号に掲げる順序とする。

(事業者の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 事業を行うにあたり、必要な届出をしていない、又は必要な許認可を受けていないもの

(2) 社会問題を起こしているもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(4) 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの

(5) 構成市町村における税及び組合の施設使用料等を滞納しているもの

(6) その他別に定める基準に該当するもの

(広告掲載の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの

(2) 政治又は宗教に関するもの

(3) 人権の侵害又は名誉棄損になるもの

(4) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの

- (5) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告であるもの
- (8) その他別に定める基準に該当するもの

(広告媒体の種類)

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、主管課が別に定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第7条 広告の募集方法、規格、広告掲載料等は、主管課が別に定めるものとする。

(広告掲載の申請)

第8条 広告の掲載を希望するものは、主管課が別に定める方法により申請するものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 管理者は、前条に規定する広告掲載の申請（以下「掲載申請」という。）があったときは、広告の内容を審査し、掲載の可否を決定のうえ、その結果を通知するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うにあたり、同一広告募集枠に、第3条に規定する掲載の順位を同じくする複数の掲載申請があったときは、抽選により決定するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、管理者が指定する期日までに掲載しようとする広告の原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告主は、広告の内容に関するすべての責めを負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して組合又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

4 広告掲載の申請手続きにかかる費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消し、又は一時停止ができるものとする。

- (1) 広告掲載料が指定期日までに納付されなかったとき
- (2) 広告の原稿が指定期日までに提出されなかったとき
- (3) 第4条又は第5条の各号のいずれかに該当すると認めるとき
- (4) 広告媒体ごとに定める取消しの要件に該当するとき
- (5) その他管理者が適当でないと認めたとき

2 前項の規定により広告掲載を取り消し、又は一時停止したことにより生じた損害について、管理者はその責めを負わない。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかった場合においては、広告掲載料の一部又は全部を返還するものとする。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(審査委員会の設置)

第13条 広告掲載に関して必要な事項を審査するため、組合広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

第14条 審査委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 審査委員会の委員長は、事務局長とし、委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(審査委員会の会議等)

第15条 委員長は、新たな広告媒体に広告掲載を始める場合又は掲載する広告の内容その他広告事業全般について疑義が生じた場合において必要と認めるときに、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、主管課等の職員を審査委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長は、必要に応じ審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるものとする。

6 審査委員会の会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(審査委員会の庶務)

第16条 審査委員会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

別表（第14条関係）

事務局長

総務課長

業務課長

総務係長

財務係長

経営係長